

告示④特掲診療料の施設基準等

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

区分		手術名	実施件数	
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等		
	イ	黄斑下手術等	64	
	ウ	鼓室形成手術等		
	エ	肺悪性腫瘍手術等		
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術		
2	ア	靭帯断裂形成手術等		
	イ	水頭症手術等		
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		
	エ	尿道形成手術等		
	オ	角膜移植術	0	
	カ	肝切除術等		
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等		
3	ア	上顎骨形成術等		
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等		
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）		
	エ	母指化手術等		
	オ	内反足手術等		
	カ	食道切除再建術等		
	キ	同種死体腎移植術等		
4		胸腔鏡を用いる手術および腹腔鏡を用いる手術		
5	ア	人工関節置換術		
	イ	乳児外科施設基準対象手術		
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)		
		急性心筋梗塞に対するもの		
		不安定狭心症に対するもの		
	オ	経皮的冠動脈形成術		
		急性心筋梗塞に対するもの		
		不安定狭心症に対するもの		
	カ	経皮的冠動脈粥腫切除術		
キ	経皮的冠動脈ステント留置術			
	急性心筋梗塞に対するもの			
	不安定狭心症に対するもの			
	その他のもの			
合 計			64	